

葛飾区障害者施策推進計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

第7期葛飾区障害福祉計画

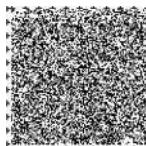
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

第3期葛飾区障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月
葛 飾 区



1

計画策定の背景と趣旨

- 近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方やない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。
- 本区の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和6（2024）年度を初年度とした「葛飾区障害者施策推進計画」を策定します。併せて、「第7期葛飾区障害福祉計画」及び「第3期葛飾区障害児福祉計画」を策定します。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策等について定めることとしています。

2

計画の位置付け

- 葛飾区障害者施策推進計画は、本区の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関・団体、事業者、区（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

3

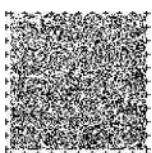
計画の対象

- 本計画では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を手帳の有無にかかわらず計画の対象とします。

4

計画の期間

- 「葛飾区障害者施策推進計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間に合わせて3年後に見直します。
- 「第7期葛飾区障害福祉計画」及び「第3期葛飾区障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。



本冊子の下部に印刷されている記号は、「音声コード（Uni-Voice）」です。また、ページの端にある半円の切り欠きは、「音声コード（Uni-Voice）」の位置を示しています。
「音声コード（Uni-Voice）」の情報は、専用機械や携帯電話・スマートフォン（アプリ）を使って音声で読み上げることができます。

5 障害者施策推進計画の基本理念及び基本目標

基本理念

一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、
自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう
一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本目標

1

自立生活支援

自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるよう支援していきます。



2

就労支援

一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、
いきいきと働き続けられるよう支援していきます。



3

育成支援

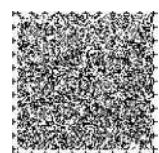
地域の中で全ての子どもたちが健やかに育ち、
豊かな人間力を育めるよう支援していきます。



4

地域で支えあう まちづくり

障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、
安心していきいきと暮らせるまちにしていきます。



6 施策の展開

1 自立生活支援

① 相談体制の充実

多様な障害に対応できる相談支援体制の充実、質の向上

- 基幹相談支援センターにおける相談体制について検証していきます。
- 区と民間の相談機関は、ライフステージに応じて、教育・医療機関などの関係機関との連携を図り、障害のある方の生涯に寄り添う支援を行います。また、障害児者を介護する家族の状況を把握し、他機関と連携して世帯全体を支援します。

計画相談支援、障害児相談支援によるケアマネジメントの充実

- 相談支援事業者の人材育成について体系的・専門的な研修を実施します。また、研修を通して横のつながりをつくり、相談支援専門員同士のネットワークづくりにつなげていきます。
- 基幹相談支援センターでは、専門的知識が必要な医療的ケア児者や重複障害者に対応できるよう、研修を通して相談支援専門員の資質向上を図り、サポートします。

【重点的な取組】

- ・基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備
- ・相談支援専門員のスキルアップ
- ・くらしのまるごと相談事業

② 社会参加の支援

障害者スポーツの推進

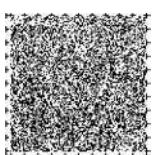
- 障害の有無にかかわらず運動やスポーツへの参加機会の促進を図るため、自主的に安心して運動やスポーツに取り組むための環境づくりとして、障害者スポーツ指導員の育成とネットワークづくりを行います。
- 身近な場所で気軽にスポーツができるよう障害者スポーツ体験等の機会の充実を図ります。あわせて、障害のある方とない方との交流の場の拡大を図ります。

社会参加促進に向けた支援の充実

- 障害のある方とのかかわり方や障害への理解を社会に広め、障害のある方が自ら望む活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- 障害のある方がより円滑に社会参加できるよう、ICT機器の活用など、新たなコミュニケーションツールの導入について検討します。

【重点的な取組】

- ・障害者スポーツの推進
- ・地域活動支援センターにおける社会参加・余暇活動支援
- ・障害者への学習機会の提供



③ 社会資源の充実

地域生活を支援するための社会資源の充実

- 障害のある方が住み慣れた地域で生活していくために必要な施策について検討します。
- 地域生活支援拠点の機能を担う拠点機能事業所の拡充を図ります。
- 地域生活支援型入所施設からグループホームへの移行及び区外の障害者支援施設に入所している障害のある方の地域移行の促進を図ります。
- 介護者の病気などで障害のある方が緊急一時保護を利用した場合、必要な情報共有をすることで適切な支援につなげます。

日中活動の場の確保

- 特別支援学校の卒業生等、施設での日中活動を希望する全ての障害のある方に日中活動の場を提供することを目指して、必要量に合わせて施設整備の促進を図ります。

【重点的な取組】

- ・地域生活支援拠点の機能の充実
- ・グループホームの拡充支援
- ・障害者通所施設の整備支援

④ 生活支援

自立した生活を支えるサービスの充実

- 障害のある方が地域で自立して生活できるよう、日常生活を支えるサービスの提供を行います。
- 病院又は施設からの地域移行、親元からの自立等に向けた体験の場について検討します。

⑤ 介護者支援

家族の介護負担の軽減

- 介護サービス等の充実により、障害のある方を介護している家族等の負担の軽減を図ります。また、「緊急一時保護」等を活用して施設で預かることで、介護者を支援します。

サービス従事者的人材確保及び質の向上

- 障害福祉サービス従事者的人材確保及びサービスの質の向上を図ります。

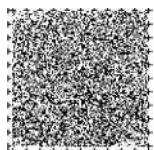
施設職員の介護負担の軽減

- 支援者に対する更なる支援体制の強化について関係機関と検討を進めます。
- 施設職員の介護負担軽減のため、各事業所と連携しながらICT化を促進します。

⑥ 保健・医療支援

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、入院中から医療機関などと連携し、医療継続と在宅療養の支援体制を強化します。



医療的ケア児への支援の促進

- 医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による連携や支援体制について医療的ケア部会で検討します。

【重点的な取組】

- ・医療的ケア児の支援体制の整備
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

⑦ 権利擁護

権利を守るための支援の充実

- 判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の積極的な利用を促進します。
- 区の機関や福祉施設が連携し、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある方の保護に取り組みます。

意思決定の支援

- 障害のある方が「親亡き後」も自分らしい生活を送れるよう、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理など、本人の状況に即した権利擁護を行います。

【重点的な取組】

- ・成年後見センター事業の推進
- ・成年後見制度の利用支援

2 就労支援

① 一般就労への支援

一般就労への支援の充実

- 民間の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、ハローワーク、特別支援学校など、様々な就労支援機関との連携を強化して、就労意欲のある障害のある方の一般就労を支援します。

障害者雇用の促進

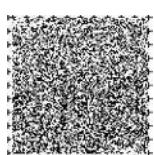
- 区内や近隣の企業において障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組みます。

職場定着支援の充実

- 障害のある方が就職した後も働き続けることができるよう、就職先の企業等や様々な就労支援機関と連携し、職場定着支援の充実を図ります。

【重点的な取組】

- ・一般就労への支援の充実
- ・障害者雇用の促進
- ・職場定着支援の充実



② 福祉的就労への支援

工賃向上に向けた支援

- 障害者施設が利用者の工賃向上のための事業の実施や業務改善、自主生産品の新製品開発や販路拡大に向けた取組への支援を強化します。

多様な働き方への支援

- 一般就労がうまくいかず離職した方や特別支援学校の生徒などに対して、福祉的就労や就労訓練の場についての情報提供を積極的に行い、「社会の中で働きたい」という障害のある方を応援します。

【重点的な取組】

- 障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援
- 多様な働き方への支援

3 育成支援

① 乳幼児期の育成支援

相談支援体制の充実

- 子どもの育ちに対する保護者が抱える不安や悩みを受け止め、子どもと保護者が直面している課題と、将来についての見通しの双方に対応できるような支援体制の構築を目指して、相談支援体制を充実させます。
- 子どもと保護者に対して包括的な切れ目ない支援ができるよう、より一層の連携を図ります。
- 療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくための発達支援体制の整備を図ります。

【重点的な取組】

- 早期の発達支援体制の整備
- 療育機関の整備
- 子ども発達センター事業
- 障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

障害のある子どもの生活を充実させるための支援

- 障害の有無にかかわりなく、子どもが地域の中で成長し、各々の希望に応じた生活を送ることができるよう、日常生活を支える支援策を充実させます。
- 発達上の課題や障害のある子どもとその家族を適切に支援するため、多様な療育体制を検討します。

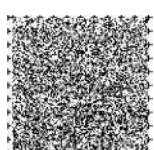
障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

- 子どもが多くの時間を過ごす幼稚園・保育所等で安心して過ごすことができるよう、区の巡回訪問や保育所等訪問支援等の事業所が連携しながら支援します。

② 学齢期の育成支援

教職員の資質の向上

- 特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図っていきます。



自閉症・情緒障害特別支援学級の運営

- 自閉症・情緒障害特別支援学級を運営します。

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。
- 副籍交流の充実を図る研修を実施します。

【重点的な取組】

- ・特別支援教育に係る環境の整備
- ・配慮が必要な子どもへの適切な支援
- ・特別支援教育における教員の専門性向上
- ・学校施設のバリアフリー化推進

学童保育クラブにおける障害のある子どもの受け入れの推進

- 学童保育クラブで、障害のある子どもを引き続き安全に受け入れるための仕組みづくりの検討及び支援を行います。

4 地域で支えあうまちづくり

① 障害への理解と交流の促進

理解の促進と交流の機会の提供

- 葛飾区職員出前講座や障害者作品展、障害の理解促進につながる講演会及び映画上映会などを開催し、区民に対する普及・啓発に努めています。
- 小学生と保護者を対象とした普及啓発講座等により、障害の理解促進に取り組みます。
- 区内の就労支援事業所による出張販売の充実、障害者施設自主生産品販売所における販売等により、障害のある方の活動への理解を深め、相互に理解し合い、交流を深める場となるよう支援します。

【重点的な取組】

- ・障害への理解と交流の促進

障害者差別解消の推進

- 「障害者差別解消支援地域協議会」及び「差別解消部会」が中心となり、障害者差別に関する事例や相談事例等を収集し、区の相談窓口に適切につなげます。
- 既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の取組が行われるよう、広く区民・事業者に対する普及・啓発を行います。

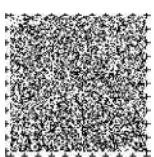
移動等円滑化促進方針の推進

- 令和6（2024）年度策定予定の移動等円滑化促進方針では、葛飾区全域における道路や施設整備などのハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面についても、声掛けや助け合いなどの心のバリアフリーについても推進していきます。

② 地域支援体制の整備

地域の支援機関との連携体制の構築

- 地域で生活する障害のある方を支援していくため、民生委員や地域の障害者関連団体等と、障害のある方の支援に関する情報交換の機会を創設するなど、連携・協力体制の構築について検討します。



③ ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全・快適に通行できる道路空間の実現

- 葛飾区無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路、駅周辺などの街づくりに伴う路線について、沿道住民や電線管理者等の理解を得ながら、検討、設計、用地取得、工事を順次推進します。
- 自転車通行空間の整備や、交通ルール順守意識の向上に向けた教育・指導に取り組みます。

【重点的な取組】

- ・放置自転車の撤去誘導及び指導
- ・歩道勾配改善事業
- ・公園内のバリアフリー化
- ・バリアフリー事業

障害のある方が外出しやすい街づくりの推進

- 公園内の出入口、施設及びトイレなどのバリアフリー化や、障害の有無などにかかわらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどにより、障害のある方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。
- 街づくり事業などの進捗に合わせて、地区別に重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し事業を進めていきます。

④ 防災対策の充実

福祉避難所等の支援の強化

- 福祉避難所等の支援の強化を行います。

【重点的な取組】

- ・避難行動要支援者支援事業
- ・福祉施設におけるBCP(業務継続計画)の作成・運用支援
- ・福祉避難所等の支援の強化

医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児の災害時支援の強化

- 医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児の災害時支援体制構築を検討します。

障害種別に応じた災害情報の伝達方法の充実

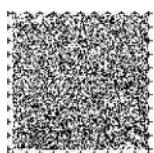
- 発災時に視覚障害のある方や聴覚障害のある方へ災害情報を伝えるシステムの更新の周知を図ります。

災害時における医薬品や医療資材等の確保

- 災害時に必要な医薬品や医療資器材等を備蓄するとともに、医薬品については区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの開設や運営を行い、医薬品卸売販売業者等からの医薬品等の供給体制を確保します。

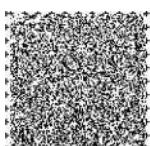
障害福祉サービス等事業所への災害対応支援

- 障害福祉サービス等事業所に対して、BCPの策定支援や訓練支援などを行います。



1 国の基本指針に基づく成果目標

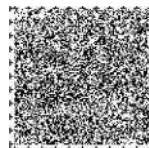
	区の目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所者の地域生活への移行 20人 施設入所者数の削減 (令和8(2026)年度末の施設入所者数) 308人
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	拠点事業者の拡充、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に向け検討 葛飾区障害者施策推進協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上 強度行動障害を有する者に関して、状況や支援ニーズを把握 地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向け検討
福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設から一般就労への移行者数 93人 ・就労移行支援事業 83人 ・就労継続支援A型事業 3人 ・就労継続支援B型事業 7人 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 5割 就労定着支援事業の利用者数 122人 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合 2割5分
相談支援体制の充実・強化等	相談支援事業者的人材育成支援や相談機関との連携強化を図るため、相談支援事業者が委員として在籍する相談支援部会や相談支援専門員のスキルアップのための研修会等を年間複数回開催 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の検討
障害福祉サービス等の質の向上	令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置数 3箇所 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所 6箇所以上 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置



2 自立支援給付事業の見込み

サービス名		単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訪問系サービス	居宅介護	利用者数（月）	475	480	484
		利用時間数（月）	11,457	11,509	11,562
	重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援	利用者数（月）	5	5	5
		利用時間数（月）	962	962	962
	同行援護	利用者数（月）	167	168	170
		利用時間数（月）	2,852	2,961	3,074
	行動援護	利用者数（月）	6	6	6
		利用時間数（月）	106	106	106
日中活動系サービス	生活介護	利用者数（月）	917	927	936
		利用日数（月）	17,832	18,132	18,436
	自立訓練（機能訓練）	利用者数（月）	20	20	20
		利用日数（月）	111	111	111
	自立訓練（生活訓練）	利用者数（月）	86 [56]	85 [58]	83 [57]
		利用日数（月）	1,064 [761]	1,132 [829]	1,206 [903]
	就労移行支援	利用者数（月）	204	204	204
		利用日数（月）	3,336	3,336	3,336
	就労継続支援A型	利用者数（月）	96	95	94
		利用日数（月）	1,824	1,887	1,955
	就労継続支援B型	利用者数（月）	1,056	1,163	1,286
		利用日数（月）	13,588	14,187	14,813
	就労定着支援	利用者数（月）	82	82	82
	療養介護	利用者数（月）	36	36	36
	短期入所（ショートステイ）	利用者数（月）	186	216	251
		利用日数（月）	1,811	2,069	2,364
サービス 居住系	自立生活援助	利用者数（月）	5 [4]	5 [4]	5 [4]
	共同生活援助（グループホーム）	利用者数（月）	744 [226]	816 [259]	896 [297]
	施設入所支援	利用者数（月）	318	314	310
相談支援	計画相談支援	利用者数（月）	725	779	839
	地域移行支援	利用者数（月）	6 [5]	6 [5]	6 [5]
	地域定着支援	利用者数（月）	2 [2]	2 [2]	2 [2]
精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築	精神保健福祉包括ケア推進協議会	開催回数（年）	1	1	1
	目標設定及び評価	実施回数（年）	1	1	1
	関係者の参加者数	保健 (精神科) 医療 (精神科以外) 福祉 介護 当事者 家族 行政機関 その他	3 4 1 6 0 1 1 7 1		

[] 内は精神障害のある方の内数

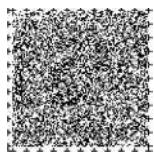


3 地域生活支援事業の見込み

サービス名		単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
必須事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施
		協議会	実施の有無	実施	実施
	成年後見制度 利用支援事業	区長による審判申立て	利用件数（年）	16	16
		成年後見制度の利用に要する 費用の助成	実施の有無	実施	実施
	意思疎通 支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	登録者数（年）	327	327
		手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施
	日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数（年）	26	26
		自立生活支援用具	利用件数（年）	62	62
		在宅療養等支援用具	利用件数（年）	87	97
		情報・意思疎通支援用具	利用件数（年）	115	115
		排泄管理支援用具	利用件数（年）	8,217	8,217
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)		利用件数（年）	10	10
任意事業	移動支援事業		利用者数（月）	491	491
			利用時間（月）	6,328	6,328
	地域活動支援センター事業		利用者数（月）	1,218	1,218
			実施箇所数	5	5
任意事業	訪問入浴サービス		利用件数（年）	1,999	1,999
	自動車運転免許取得費助成		利用件数（年）	6	6
	自動車改造費助成		利用件数（年）	3	3

4 障害児支援給付事業の見込み

サービス名		単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	児童発達支援	利用者数（月）	822	822	822
		利用日数（月）	4,794	4,794	4,794
	医療型児童発達支援	利用者数（月）	2	2	2
		利用日数（月）	16	16	16
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数（月）	2	3	4
		利用日数（月）	6	7	8
	放課後等デイサービス		利用者数（月）	797	797
			利用日数（月）	8,371	8,371
	保育所等訪問支援		利用者数（月）	32	37
			利用日数（月）	47	59
障害児入所支援	(福祉型)	利用者数（月）	6	6	6
	(医療型)	利用者数（月）	4	4	4
障害児相談支援		利用者数（月）	130	140	150



令和6(2024)年3月 発行：葛飾区／編集：福祉部障害福祉課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1
TEL：03-3695-1111（代表） FAX：03-5698-1531

